

## 地域特認取組(5割低減の取組との組み合わせ)

- 岩手県では、下記の取組を「特認取組」として設定しました。
- 原則5割低減の取組と組み合わせた場合、支援対象となります。

取組の内容		対象地域	対象作物	支援単価 (円/10a)
メダカ等魚類を保護する管理		県全域	水稻	3,000
冬期湛水管理	(有機質肥料施用、畦補強等実施)		水稻	8,000
	(有機質肥料施用、畦補強等未実施)			7,000
	(有機質肥料未施用、畦補強等実施)			5,000
	(有機質肥料未実施、畦補強等未実施)			4,000
総合的病害虫・雑草管理(IPM)と組み合わせた畦畔除草及び秋耕			水稻	4,000
総合的病害虫・雑草管理(IPM)と組み合わせた畦畔除草及び長期中干し			水稻	4,000
総合的病害虫・雑草管理(IPM)と組み合わせた交信攪乱剤による害虫防除			りんご	8,000

地域特認取組の具体的な内容・要件は次のとおりです。

### メダカ等魚類を保護する管理

レッドリストに記載の準絶滅危惧種以上の魚類希少種を保護する取組であって、以下のすべてをみたすもの。

- ① 作付け中に水田内に保護する魚類を誘導する。
- ② 設置した溝に中干し前に魚類を避難させる。
- ③ 魚類避難場所周辺の草刈りを行う（魚類の適正環境や多様な植生を確保する）。

### 冬期湛水管理

冬期間の水田に水を張る取組であって、以下のすべてを満たすもの

- ① 2ヶ月以上（積雪期間は除く）の湛水期間を確保するための適切な取水措置及び漏水防止措置が講じられていること。
- ② 市町村等が作成した計画に即して実施されている取組であること又は生物多様性保全に資するものとして、その実施に関して市町村長の承認等を得た取組であること。

### 総合的病害虫・雑草管理（IPM）と組み合わせた畦畔除草及び秋耕

水稻の IPM 実践指標に基づく管理を行い、除草剤を使用せず刈払い機等により畦畔を除草する取組と水稻収穫直後に耕耘（秋耕）を実施する取組を合わせた取組であって、以下のすべてを満たすもの。

- ① 除草剤を使用せず、刈払い機等により畦畔を3回以上除草作業をする。
- ② 水稻収穫直後、耕深5cm程度の耕耘（秋耕）を実施する。
- ③ 岩手県が定めるIPM実践指標のうち、概ね8割以上を実践する。
- ④ 他の直接支払で、畦畔除草に支援が行われていないこと。

## 総合的病害虫・雑草管理（IPM）と組み合わせた畦畔除草及び長期中干し

水稲の IPM 実践指標に基づく管理を行い、除草剤を使用せず刈払い機等により畦畔を除草する取組と、生育期間に溝切を原則実施した上で、通常より 1 週間程度長い 14 日以上の中干しを実施する取組を合わせた取組であって、以下のすべてを満たすもの。

- ① 除草剤を使用せず、刈払い機等により畦畔を 3 回以上除草作業をする。
- ② 水稲の生育中期に溝切を原則実施した上で、14 日間以上の中干しを実施する。
- ③ 岩手県が定める IPM 実践指標のうち、概ね 8 割以上実践すること。
- ④ 他の直接支払で、畦畔除草に支援が行われていないこと。

## 総合的病害虫・雑草管理 (IPM) と組み合わせた交信攪乱剤による害虫防除

りんごの IPM 実践指標に基づく管理と、害虫の交尾期に交信攪乱剤により行う防除の取組を合わせた取組であった、以下のすべてを満たすもの。

- ① 農薬の使用基準に定める本数を設置していること。
- ② 対象とする害虫の交尾阻害効果が期待できる適切な時期に設置されていること。
- ③ 岩手県が定める I P M 実践指標のうち、概ね 8 割以上実践すること。